

個人事業税のあらまし

◆ 個人事業税とは

個人事業税は、個人で事業(法定業種に限ります。)を行っている方に課される県の税金です。

◆ 課税対象となる事業(法定業種)と税率

課税対象となる事業(法定業種)						税率
第1種事業	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	不動産貸付業※1	5%
	製造業	電気供給業	土石採取業	電気通信事業	運送業	
	運送取扱業	船舶定係場業	倉庫業	駐車場業※1	請負業	
	印刷業	出版業	写真業	席貸業	旅館業	
	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	仲立業	
	問屋業	両替業	公衆浴場業(第3種事業以外のもの)		演劇興行業	
	遊技場業	遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業	
	興信所業	案内業	冠婚葬祭業			
第2種事業	畜産業	水産業	薪炭製造業			4%
第3種事業	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	弁護士業	5%
	司法書士業	行政書士業	公証人業	弁理士業	税理士業	
	公認会計士業	計理士業	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	
	不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業	
	クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業	測量士業	
	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業			
	あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業 ※2					装蹄師業

※1 不動産貸付業と駐車場業は、一定規模以上の不動産、駐車場の貸付が課税対象となります。詳細については2ページをご覧ください。

※2 あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業とは、あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師があん摩等の行為をする事業をいいます。

【不動産貸付業について】

不動産の貸付が次の①、②又は③のいずれかの場合は、「不動産貸付業」として個人事業税の課税対象となります。

① 次の表のいずれかに該当する場合

区 分	住宅用の不動産を貸し付けている場合 (A)	住宅用以外の不動産を貸し付けている場合 (B)	種類の異なる不動産を併せて貸し付けているが、単独では(A)又は(B)の規模未満である場合
家	10棟以上のもの	5棟以上のもの	棟数、室数、契約件数の合計が10以上のもの
屋	10室以上のもの		
土 地	契約件数が10件以上又は貸付総面積が2,000平方メートル以上のもの	契約件数が10件以上のもの	

備考1 「室」とは独立的に区画された一部分をいい、住宅用の家屋にあっては居住の用に供するための一部分を、住宅以外の家屋にあっては貸すことのできる一部分をいいます。

- 2 アパート等の2以上の室を有する建物は、一棟貸しの場合であっても、室数で判定します。
- 3 貸付家屋には、空家（空室）を含みます。
- 4 共有の場合は、持分割合に応じて判定するのではなく、全体の棟数、室数、件数及び面積で判定します。

② 家屋の貸付が次のア及びイのいずれにも該当する場合

ア 家屋に係る貸付総面積が600平方メートルを超えていること。

イ 家屋の貸付に係る賃貸料（一時に受ける権利金、更新料、礼金等を除きます。）のうち、個人に帰属する収入金額が1,200万円を超えていること。ただし、アの要件に該当する期間が1年に満たない場合は、その該当する期間の月数に100万円を乗じた金額を超えていること。

③ 劇場、映画館、野球場、ホテル等の競技、遊技、娯楽、集会等のために基本的施設を施した不動産を貸し付けている場合

【駐車場業について】

次の表に掲げる駐車場の貸付を行っている場合は、「駐車場業」として個人事業税の課税対象となります。

区 分	対象となる駐車場
建築物である駐車場を有する場合	建築物以外の駐車場を含めすべてのもの
建築物以外の駐車場のみを有する場合	駐車可能台数が10台以上のもの

備考1 「建築物である駐車場」とは、屋根及び柱等を有する建築物である駐車場や機械式駐車設備などを有する駐車場をいい、単にフェンス等を施しただけのものは「建築物以外の駐車場」になります。

- 2 駐車可能台数には、空き駐車場を含みます。
- 3 共有の場合は、持分割合に応じて判定するのではなく、全体の駐車可能台数で判定します。

【不動産の貸付と駐車場の貸付を併せて行っている場合の留意事項】

不動産の貸付と駐車場の貸付を併せて行っている場合で、いずれか一方のみが「不動産貸付業」又は「駐車場業」に該当するときは、不動産所得の金額を不動産の貸付と駐車場の貸付に区分した上で税額を計算します。

なお、所得金額の区分に当たっては、それぞれの必要経費が所得税申告書に添付された決算書等で明確に区分されている場合や必要経費の内訳明細書を県税事務所に提出いただいた場合は、その内容に基づき所得金額を区分します。また、必要経費が明確に区分されていない場合は、それぞれの貸付に係る収入の割合であん分した上で所得金額を区分します。

◆ 税額の計算方法

$$\text{〔前年の事業所得金額 - 各種控除額〕} \times \text{税率} = \text{税額}$$

(カッコ内の計算後、千円未満の端数切捨て)

〔1ページ参照〕〔百円未満の端数切捨て〕

● 前年の事業所得金額

事業所得と不動産所得の金額のうち、課税対象となる事業の所得金額の合計額（事業専従者控除（給与）額を控除する前の額）をいいます。

※ 青色申告特別控除の制度は、個人事業税には適用されません。

※ 事業税は、所得金額の計算上、必要経費に算入できます。

● 各種控除額

①から⑤までの控除額をいいます。なお、前年の事業所得金額が各種控除額を下回る場合には、個人事業税は課されません。

① 事業主控除

年間を通じて事業を行っている場合は290万円を控除します。

事業を開始したり、廃止したことにより、事業を行った期間が1年に満たない場合は、事業を行った月数（注）に応じ、月割りで計算した次の表の額となります。

（注）月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とします。

（単位 千円）

事業を行った月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
事業主控除額	242	484	725	967	1,209	1,450	1,692	1,934	2,175	2,417	2,659	2,900

② 損失の繰越控除（所得税の青色申告をしている方）

事業の所得が損失（赤字）となった場合には、その損失の金額を翌年以降3年間（特定非常災害に係る場合は5年間）、繰り越して事業の所得から控除することができます。

③ 被災事業用資産の損失の繰越控除

震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降3年間（特定非常災害に係る場合は5年間）、繰り越して事業の所得から控除することができます。

④ 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除

事業に使っていた機械、装置、車両などを譲渡したために生じた損失の金額については、その年の事業の所得から控除することができます。

なお、青色申告をしている方でその年の事業の所得から控除しきれなかった金額がある場合は、その金額を翌年以降3年間、繰り越して事業の所得から控除することができます。

⑤ 事業専従者控除（給与）

生計を一にする15歳以上の親族で、専ら当該事業に従事する方がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

- ・ 青色申告をしている方…青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- ・ 白色申告をしている方…各事業専従者について次のア又はイのいずれか低い方の金額
 - ア 50万円（事業専従者が配偶者である場合は86万円）
 - イ 事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者の数 + 1）

※ ②から⑤までの控除は、申告書の提出がある場合に適用されます。

◆ 個人事業税の申告

- 毎年**3月15日**（休日等の場合は、その翌日）までに、前年の事業所得金額などを申告していただきます。

ただし、所得税の申告書を提出した場合には、改めて個人事業税の申告書を提出する必要はありません。また、所得税の申告書を提出する際には、事業税に関する事項を記載する「住民税・事業税に関する事項」欄などに、該当事項を必ず記載してください。

- 上記にかかわらず、事業を廃止した場合（死亡による事業の廃止を除きます。）には、廃止した日から1か月以内に、所管の県税事務所に個人事業税の申告書を提出していただきます。

◆ 納税について

原則として、8月（第1期）と11月（第2期）の2回に分けて納めていただきます。ただし、税額が1万円以下のときは、8月（第1期）に全額を納めていただきます。

納期 第1期：8月1日～8月31日 第2期：11月1日～11月30日

※ 納期の最終日が休日等の場合は、その翌日が納期限となります。

このほか、所得税の修正申告をした場合、更正・決定が行われた場合、事業を廃止した場合等の特別な場合には、8月（第1期）と11月（第2期）とは別に、納税通知書に記載する納期限までに納めていただくこととなります。

【納付方法】

- ・ 金融機関・郵便局の窓口
 - ・ コンビニエンスストア（納付書1枚につき30万円以下のもの）
 - ・ Pay-easy（ペイジー）（ペイジー対応のATM、インターネットバンキング等）
 - ・ クレジットカード（納付書1枚につき1,000万円未満のもの）（別途システム利用手数料がかかります。詳細は県ホームページをご覧ください。）
 - ・ LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い（納付書1枚につき30万円以下のもの）、ファミペイ（納付書1枚につき10万円以下のもの）、その他スマートフォン決済アプリ（詳細は県ホームページをご覧ください。）
- ※ Pay-easy（ペイジー）、クレジットカード、スマートフォン決済アプリで納付した場合、領収書は発行されません。
- ・ 口座振替（自動払込み）※ 口座振替で納付した場合、領収書は発行されません。

◆ 減免制度について

次の①及び②について、納期限までに申請することにより減免を受けることができます。また、このほか、災害被災者や生活扶助者の減免があります。詳しくは、所管の県税事務所にお尋ねください。

① 身体障害者の減免

事業を行う方が身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の級別が1級から4級までに該当する場合（この減免を受けている方は、納税通知書に減免税額を記載しています（上限5,000円）。）

② 委託事業の減免

医業等を行う方が、県又は県内の市町村から一定の事業を委託されている場合（この減免を受けている方は、納税通知書に添付されている課税標準額の計算の欄に減免所得金額を記載しています。）

◇東京国税局からのお知らせ◇

消費税のインボイス制度～令和5年10月1日開始～

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者が交付するインボイスなどの保存が仕入税額控除の要件となります。

制度の詳細については、「インボイス制度特設サイト」をご参照ください。

特設サイト



インボイス制度に関する一般的なご質問については インボイスコールセンター 0120-205-553(9:00～17:00(土日祝除く))へ
※ 個別のご相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。（お電話の場合には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。）